

岐阜県公報

第 五 百 九 十 三 号
令 和 七 年 五 月 二 十 七 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

道路の区域変更	(道路維持課) 二二七
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課) 二二七
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 二二八
土砂災害警戒区域の指定	(同) 二二九
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 二三〇
選挙管理委員会告示	(選挙管理委員会) 二三一
個人演説会等を開催することができる施設の指定等	(選挙管理委員会) 二三一
公 示	
落札者等に関する公示	(税務課) 二二三
落札者等に関する公示	(市町村課) 二二三
落札者等に関する公示	(防災課) 二二三
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課) 二二三
県営土地改良事業の換地計画の決定	(同) 二二三
土地改良区清算人の就任	(恵那農林事務所) 二二三

告 示

岐阜県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年五月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
一般国道	二百五十六号	山県市大字高富字井戸尻二四〇一番一地先地内	一三・七	一三・〇	一三・六	

岐阜県告示第二百六十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十七号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千旦林川第一右支	中津川市茄子川中垣外	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狐禰	山県市西深瀬狐禰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊田洞東	山県市西深瀬村前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第五百四十号）のうち次の区域の指

定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高科東屋敷	揖斐郡揖斐川町谷汲高科 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊
北河谷	揖斐郡揖斐川町谷汲深坂 （次の図に示すとおりとする。）	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十九号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千旦林川第一右支	中津川市茄子川中垣外	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第三百号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狐襖	山県市西深瀬狐襖	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊田洞東	山県市西深瀬村前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第五百四十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高科東屋敷	揖斐郡揖斐川町谷汲高科 （次の図に示すとおりとする）	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山町2	高山市中山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千旦林川第一右支 溪	中津川市茄子川中垣外	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狐禰 伊田洞東	山県市西深瀬狐禰 山県市西深瀬村前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高科東屋敷 北洞谷	揖斐郡揖斐川町谷汲高科	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊 土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千旦林川第一右支 溪	中津川市茄子川中垣外	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狐禰	山県市西深瀬狐禰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊田洞東	山県市西深瀬村前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高科東屋敷	揖斐郡揖斐川町谷汲高科	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

1 指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
飛 騨 市	飛騨市古川町コミュニケーションセンター 大会議室	飛騨市古川町若宮二丁目1番66号	400人
飛 騨 市	飛騨市千代の松原コミュニケーションセンター 大会議室	飛騨市古川町向町三丁目7番13号	120人
飛 騨 市	飛騨市河合町コミュニケーションセンター 大会議室	飛騨市河合町角川247番地1	100人
郡 上 市	飛騨市神岡町コミュニケーションセンター ホール 和室1 和室2 和室3 会議室1 会議室2 会議室3	飛騨市神岡町東町378番地	360人 15人 15人 15人 30人 30人 30人
郡 上 市	白鳥ふれあい創造館	郡上市白鳥町白鳥359番地2	6

交流ホール	240人
-------	------

2 名称を変更した施設

市町村名	変更後の名称	変更前の名称
大垣市	大垣市児童館遊戯室会議室集会所	南部子育て支援センター多目的ホール会議室研修室

3 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
郡上市	白鳥文化ホール	郡上市白鳥町白鳥54番地

岐阜県教育委員会
 岐阜県教育委員会
 岐阜県教育委員会

- 1 調達物品等の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 335台
ソフトウェア 335ライセンス
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年2月18日
- 4 落札者を決定した日 令和7年3月31日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム

代表取締役 高橋 謙大

- 6 落札金額 57,640,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県総務部執務課システム管理係
 - (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県教育委員会
 岐阜県教育委員会
 岐阜県教育委員会

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当
令和7年4月1日
- 4 契約の相手方を決定した日 令和7年4月1日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
東京都千代田区一番町25番地
- 6 契約金額 61,384,950円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部市町村課
 - (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県教育委員会
 岐阜県教育委員会
 岐阜県教育委員会

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 調達役務の名称及び数量 岐阜県農産物情報ネットワークシステム保守点検業務 1 式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 7 年 2 月 7 日

4 落札者を決定した日 令和 7 年 3 月 21 日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目³¹番地 西日本電信電話株式会社岐阜支店

支店長 立木 祥平

6 落札金額 45,100,000円

7 契約に関する業務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県危機管理防災課災害対策係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名
事業名 県営基幹農道整備事業

地区名 大和明宝地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年五月二十七日から

令和七年六月十六日まで

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業木知原地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧期間

令和七年五月二十七日から

令和七年六月二十四日まで

二 縦覧場所

本県市役所

土地改良区清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十九項の規定により公示する。

令和七年五月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

就任した清算人

土
改
良
区
名
氏
年
就
月
日
任
令
和
七
・
四
・
三

氏名	住所
西尾直孝	恵那市長島町久須見 四七八番地二
水野賢治	恵那市長島町久須見 一二九一番地一
岡本和也	恵那市長島町久須見 一三七七番地
安藤明好	恵那市長島町久須見 一八四〇番地
小林洋志	恵那市長島町永田 六三三番地
伊佐地邦久	恵那市東野 二四二七番地
勝重男	恵那市東野 二〇一四番地
伊藤常光	恵那市東野 一〇三六番地
光岡則昌	恵那市東野 二二七八番地六
丸山実	恵那市三郷町野井 七一四番地
村瀬耕平	恵那市三郷町野井 一七二四番地一
石田登	恵那市三郷町佐々良木 一五七二番地
小木曾孝礼	恵那市三郷町佐々良木 八三三番地
伊藤幸彦	恵那市三郷町佐々良木 九八番地一
藤井範久	恵那市三郷町棕実 五八番地
伊藤孝男	恵那市武並町竹折 一三二五番地二
市川直樹	恵那市武並町竹折 二二六番地三
田口則夫	恵那市長島町久須見 一三三八番地
曾我均	恵那市武並町藤 九五〇番地一の一
纈纈一	恵那市武並町藤 一一三番地二〇
前田秋彦	恵那市武並町藤 四三番地
牧野洋勝	恵那市長島町永田 一〇一番地二
市川幸博	恵那市武並町藤 五二二番地一
加藤英雄	恵那市長島町中野 一二〇七番地一

令和七年五月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社